

<新規：一戸建ての住宅：住宅の新築又は新築住宅の取得のみ>

単位：円/税込

基準		規模 ※4	現場審査時期	単独申請	確認申請と併願又は ※3申請との併願
省エネルギー性	断熱等性能等級4 ※5	3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000	39,600
			②竣工時		
省エネルギー性	・一次エネルギー消費量 等級4又は等級5 ※5 ・断熱等性能等級5かつ 一次エネルギー消費量 等級6	3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	79,200	52,800
			②竣工時		
耐震性		3階建て 以下	①基礎配筋工事の完了時	79,200	52,800
			②躯体工事完了時 ※1		
			③竣工時 ※2		
バリアフリー性		3階建て 以下	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000	39,600
			②竣工時 ※2		

上記以外の規模については別途協議とします

<新規：共同住宅等：住宅の新築又は新築住宅の取得のみ>

単位：円/税込

基準		規模 ※4	現場審査時期	単独申請	確認申請と併願又は ※3申請との併願
省エネルギー性	断熱等性能等級4	—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000/戸	39,600/戸
			②竣工時		
省エネルギー性	・一次エネルギー消費量 等級4又は等級5 ・断熱等性能等級5かつ 一次エネルギー消費量 等級6	—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	79,200/戸	52,800/戸
			②竣工時		
耐震性		—	①基礎配筋工事の完了時	別途見積	別途見積
			②躯体工事完了時 ※1		
			③竣工時 ※2		
バリアフリー性		—	①下地張り直前の工事の 完了時 ※1	66,000/戸	39,600/戸
			②竣工時 ※2		

(注) 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

※1 型式住宅部分等製造者認証書を活用する場合は竣工時

※2 建築基準法に基づく検査済証の提出を受けた場合、竣工時の検査は省略できます。

※3 併願申請は、設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査・フラット3S・建築物エネルギー消費性能適合判定とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。

※4 非課税の対象となる住宅の床面積：50㎡以上240㎡以下の住宅が対象

（令和3年1月以降に贈与を受けた場合、40㎡以上240㎡以下（他の要件は税務署等に要確認））

※5 令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けている場合又は令和6年6月30日以前に建築されたものである場合が対象です。

## &lt;変更&gt;

単位：円/税込

基準	規模	手数料
省エネルギー性	3階建て以下	13,200
耐震性（一戸建て）	3階建て以下	13,200
バリアフリー性	3階建て以下	13,200

直前の審査をUDIで実施した場合に限る  
耐震性（共同住宅）については別途見積もりとします

## &lt;その他&gt;

単位：円/税込

基準	手数料
現場再審査（一回につき）	26,400
証明書の再発行	6,600
証明書発行後の基準に係る部分以外の記載内容の変更	6,600
取り下げ届（既に受理・契約した申請料金は返金できません）	0

## &lt;遠隔地割増手数料&gt;

単位：円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

- （注）上記の割増手数料は検査が対象となり、検査回数1回に対する手数料となります。  
UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。
- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
  - ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。